

平成23年5月18日

医療・福祉関係団体 御中

パブリックコメントの開始について

平素より厚生労働行政にご協力いただき、ありがとうございます。

「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」が閣議決定されたことについては、去る3月11日にお知らせしたところです。

この閣議決定を受けて、平成20年度に入国したインドネシア人看護師候補者の滞在期間延長がされる場合における雇用管理、研修等に係る基本的事項を明らかにするための厚生労働省告示案等について、本日、パブリックコメントを開始いたしました。

既にお知らせしておりますとおり、5月27日に国際医療・福祉専門家受入れ支援協議会を開催し、このことも含めてご説明したいと考えております。

今後とも、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の円滑かつ適正な受入れにご協力いただきますようお願い申し上げます。

・滞在期間延長に関する厚生労働省の指針案（概要）のパブリックコメント

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495110062&Mode=0>

（参考）内閣官房国家戦略室ホームページ 包括的経済連携

<http://www.npu.go.jp/policy/policy08/index.html>

※3月11日にお知らせした閣議決定の掲載ホームページ

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部  
外国人雇用対策課経済連携協定受入対策室

## 特例インドネシア人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の策定等について（概要案）

### 1 趣旨

政府は、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下「日インドネシア経済連携協定」という。）及び経済上の連携に関する日本とフィリピン共和国との協定に基づき平成21年度までに入国したインドネシア人及びフィリピン人の看護師・介護福祉士候補者について、一定の条件の下、上記協定外の枠組みにおいて、特例的に、1年間の追加的な滞在期間の延長を認める対象とすることを決定しました（平成23年3月11日閣議決定（「関連資料、その他」に掲載しているファイルを参照））。

これを受けて、平成20年度に入国したインドネシア人看護師候補者の滞在期間の延長が認められる場合における雇用管理、研修の実施等に関する基本的事項を明らかにするため、厚生労働省において本指針を定める等を行うものです。

### 2 内容

本指針は下記に示す主要事項の詳細などを定めるとともに、本指針の策定に伴い、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成20年厚生労働省告示第312号。以下「協定指針」という。）及び「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」（平成20年厚生労働省告示第509号）について、所要の改正（経過措置）を行います。

## 記

### 第一 総論

#### 一 目的

この指針は、平成20年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者について、上記閣議決定において特例的に決定した1年間の追加的な滞在期間の延長に係る許可を受け、及び当該許可を受けて在留を継続するに当たり、その候補者の研修としての就労の適切な実施等の観点から求められる基本的事項を明らかにすることにより、円滑かつ適正な在留管理の下で、当該候補者が就労する施設（以下「特例受入れ施設」という。）における適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保し、平成23年度に実施される看護師国家試験の合格を目指す当該候補者が看護師の資格の取得に必要な知識及び技術の修得を図ることを目的とする。

#### 二 定義

本指針において使用する用語について所要の定義を行う。

### 三 特例インドネシア人看護師候補者及び特例受入れ機関の責務

- 1 平成20年度に入国し、上記閣議決定において決定された滞在期間の延長に係る許可を受けたインドネシア人看護師候補者（以下「特例インドネシア人看護師候補者」という。）は、その受入れ機関（以下「特例受入れ機関」という。）の指導に従い、看護師の資格の取得に必要な知識及び技術の修得に精励し、平成23年度の看護師国家試験の合格を目指して取り組むものであること。
- 2 特例受入れ機関は、特例インドネシア人看護師候補者が平成23年度の看護師国家試験に合格するために必要な知識及び技術の修得が図られるよう、当該候補者の特性に応じた指導を行うとともに、特例受入れ施設における適正な雇用管理の実施及び質の高い研修体制の確保に取り組むものであること。

## 第二 看護師の資格取得前の特例受入れ機関における研修としての就労

### 一 特例インドネシア人看護師候補者の要件

特例インドネシア人看護師候補者に求められる主な要件は、次のとおりとする。

- 1 日インドネシア経済連携協定に基づく受入れ機関との雇用契約に基づいて2の活動に従事する者であること。
- 2 平成23年度の看護師国家試験まで継続して行われる、看護師の監督の下での研修を通じた病院における当該試験合格のための必要な知識及び技術を修得する等の活動に従事する者であること。
- 3 平成23年度の看護師国家試験合格に向けて精励し、かつ、三の1の看護研修改善計画に基づく研修に取り組む意思を表明している者であること。
- 4 平成22年度の看護師国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。

### 二 特例受入れ施設の要件

特例受入れ施設に求められる主な要件は、次のとおりとする。

- 1 その設立機関により、平成23年度の看護師国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、三の1の看護研修改善計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。
- 2 1のほか、協定指針によるインドネシア人看護師候補者が就労する受入れ施設の要件と同様の要件を満たしていること。

### 三 研修の要件

一の2の研修に求められる主な要件は、次のとおりとする。

- 1 平成23年度の看護師国家試験合格を目指すため、特例インドネシア人看護師候補者の特性に応じた看護研修改善計画が組織的に作成されていること。
- 2 1のほか、協定指針による病院における研修の要件と同様の要件を満たしていること。

### 四 特例受入れ機関との雇用契約の要件

協定指針による雇用契約の要件と同様の要件を満たしていること。

## 第三 看護師の資格取得後の就労

協定指針によるものであること。

#### 第四 厚生労働省による確認

厚生労働省は、平成 20 年度に入国したインドネシア人看護師候補者であって滞在期間延長に係る在留資格の許可を受けようとするものを受け入れようとする機関からの依頼に応じて、本指針による所要の要件を満たしているか否かを確認し、その結果を当該機関へ通知するものであること。

#### 第五 受入れ調整機関による相談対応等

協定指針による受入れ調整機関の事業や受入れ調整機関に対する指導監督等と同様の規定を設けるものであること。

#### 第六 適正な雇用管理、適切な研修の実施等を確保するための措置

厚生労働大臣は、受入れ調整機関に対してこの指針に基づく報告がないときのほか、特例インドネシア人看護師候補者の職業の安定に関し必要があると認めるときは、特例受入れ機関から必要な報告の提出を求めるものであること。

告示日・適用日：6月下旬（予定）

(参考)

経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人  
看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について

〔平成 23 年 3 月 11 日  
閣 議 決 定〕

「包括的経済連携に関する基本方針」（平成 22 年 11 月 9 日閣議決定）に基づき国家戦略担当大臣の下に設置された「人の移動に関する検討グループ」（平成 22 年 11 月 15 日国家戦略担当大臣決定）において、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成 20 年条約第 2 号。以下「日インドネシア EPA」という。）及び経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成 20 年条約第 16 号。以下「日フィリピン EPA」という。）に基づき本邦に滞在しているインドネシア人及びフィリピン人の看護師候補者並びに介護福祉士候補者（以下「外国人看護師・介護福祉士候補者」という。）の扱いについて検討を行ってきたところ、同グループにおける検討結果を踏まえ、次のとおり決定する。

1. 決定の趣旨

日インドネシア EPA 又は日フィリピン EPA に基づき本邦に入国・滞在する外国人看護師・介護福祉士候補者は、協定に基づく滞在期間中に国家資格を取得できない場合、帰国することとなるが、受験時期までの就労・研修期間が短かった事情はあるものの、これまでのところ国家資格取得者の数は非常に限られており、候補者が国家資格取得という目的を達成することが容易ではないことが判明した。

本件決定は、上記「包括的経済連携に関する基本方針」における「国を開く」という観点から、また、相手国との関係で一定の外交上の配慮が求められる状況の下、一定の範囲の外国人看護師・介護福祉士候補者が、協定外の枠組みにおいて、協定に基づく滞在期間を超えて日本で就労・研修を継続し国家試験を受験する機会を特例的に一回に限り得られるようにするものである。

2. 本邦に滞在している外国人看護師・介護福祉士候補者の特例的な滞在期間の延長

政府は、日インドネシア EPA 及び日フィリピン EPA に規定する義務を超えて、就労開始後に受入施設で行われる外国人看護師・介護福祉士候補者に対する追加的な学習支援を平成 22 年度から本格的に開始したところである。この本格的な支援が開始される前の平成 20 年度又は平成 21 年度に入国した外国人看護師・介護福祉士候補者、すなわちインドネシア人看護師候補者及び介護福祉士候補者第 1 陣及び第 2 陣並びにフィリピン人看護師候補者及び

介護福祉士候補者第1陣（注：各国との受入制度開始初年度に入国した候補者を「第1陣」という。）については、外交上の配慮の観点から別途の扱いとすることも許容されるとの考え方から、日インドネシアEPA及び日フィリピンEPAによる受入枠組みを前提とした上で、研修意欲の低下を招かないよう配慮しつつ、3. の一定の条件に該当した場合に、就労・研修しながら協定に基づく滞在期間中の最後の国家試験の次年度の国家試験合格を目指すこと等を可能とするため、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とする。

### 3. 滞在期間の延長を認めるに当たっての条件

#### (1) インドネシア人第1陣看護師候補者

インドネシア人第1陣看護師候補者のうち、次のいずれにも該当する場合に限り、所要の手续及び審査を経て、2. のとおり一年間の追加的滞在を認めることができるものとする。

ア 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行われること。

イ 候補者本人から平成23年度の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。

ウ 受入機関により、平成23年度の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。

エ 受入機関により、平成23年度の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。

オ 平成22年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。

#### (2) その他の滞在期間の延長の対象者

2. の外国人看護師・介護福祉士候補者のうち、インドネシア人看護師候補者第1陣以外の候補者（以下「その他の対象者」という。）が、一回に限り日本で就労・研修しながら国家試験を受験する機会を得られるようにするための追加的な滞在期間の延長は、就労開始後に行う研修に対する政府による支援を受けた程度及びインドネシア人第1陣看護師候補者に対して適用する3. (1) オの基準（注：その他の対象者にとって協定に基づく滞在における最後の受験機会となる国家試験の得点）も勘案しつつ、基本的には3.

(1) と同様の条件の下にこれを認めることとする。その具体的な内容については、改めて検討する。

(以上)